

平成13年5月17日  
総基料第151号

東日本電信電話株式会社  
代表取締役社長 井上 秀一 殿

総務省 総合通信基盤局長  
金澤

### 優先接続（マイライン）登録の営業について

標記について、貴社のマイラインの営業に関して、平成13年4月26日付けでケイディーディーアイ株式会社等5社から電気通信事業法第96条の2に基づき、公正競争上改善を求める意見申出がなされた。

これらにつき調査した結果、マイラインをめぐる貴社の営業活動については、以下のとおり、NTT再編成の際、電気通信の分野における公正な競争の確保に関し必要な事項等を定めた『日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針』（平成9年郵政省告示第664号）及び貴社自身も参加した場で取りまとめられた『優先接続導入に関する研究会』報告書（平成12年2月）において示されたような貴社とエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「NTT-C」という。）の独立営業の原則の趣旨に照らして適切さを欠く点があったと認められる。

- 1 貴社は、一部地域において、顧客の要望がないにもかかわらず、NTT-Cの名をあらかじめ記入したマイラインの登録申込書を顧客のポストに投函した。
- 2 貴社は、一部地域において、登録申込書にNTT-Cの登録を勧奨する内容を記述したメモをちょう付して顧客に送付した。
- 3 貴社は、一部地域において、自社のマイラインの登録申込書にNTT-Cの商品案内及び割引サービス申込書等を同封し、NTT-Cのマイラインの登録を一体として行っているととらえられかねないダイレクトメールとして顧客に送付した。
- 4 貴社は、一部地域において、貴社商品及びNTT-Cの商品とを併せて広告したチラシに「マイライン」の記述をし、NTT-Cのマイラインの登録を一体として行っているととらえられかねないダイレクトメールとして顧客に送付した。

したがって、今後、上記のような事例を再演しないよう適正な営業活動の徹底を図ることとし、その取組みについて1か月以内に報告されたい。

なお、意見申出者から指摘のあった事例についての考え方は、別紙のとおりであるので参考されたい。なかでも、マイラインの登録勧奨を代理店に委託する際に、貴社がグループ他社の登録勧奨を行うことを併せて代理店に求めた場合には、グループ一体営業とみなされることとなり、また、100%子会社である一次代理店が共同営業を行うことを条件に二次代理店と契約を締結する場合には、グループ一体営業の疑念を持たれる恐れがあるので今後留意の上対応されたい。

## KDDI 等5社からの意見申出に関する論点整理一表

例	内 容	指摘事例の実施者等	事実関係	行為の継続／停止	NTTの主張	NCCの主張	総務省の考え方
1	○ NTT東日本神奈川支店が自社とNTT-Cの割引商品とマイラインを併記したチラシを送付。 (KDDI)	NTT東日本 本 平成 12 年 11月7日指 摘	○ 事実認定に争いはない	当該チラシの配布は中止	○ グループ一休営業に該周知を行う規定は削除の件記は削除の規定があるが、誤解を受ける恐れがあるため中止。	○ NTT再編流の基本指針で「長距離会社は独立した営業部門を設置すること」とされている趣旨や研究会報告書によれば、マイラインの件記はどちらに於けるかは不明切。(「マイラインプラス」の表示があり、これがNTT-Cのマイラインの勧奨か、NTT東日本のマイラインの商品紹介が同一のチラシで行われないが、NTT-Cの商品紹介が同一のチラシで行われるため、一体営業とどちらされかねない。)	○ NTT再編流の基本指針で「長距離会社は独立した営業部門を設置すること」とされている趣旨や研究会報告書によれば、マイラインの件記はどちらに於けるかは不明切。(「マイラインプラス」の表示があり、これがNTT-Cのマイラインの勧奨か、NTT東日本のマイラインの商品紹介が同一のチラシで行われないが、NTT-Cの商品紹介が同一のチラシで行われるため、一体営業とどちらされかねない。)
-2	○ NTT東日本のDMにNTT-Cの登録を勧誘するメモや同社の割引サービスの申込書を同封している。 (KDDI)	NTT東日本 本 平成 13 年 4 月 12 日指 摘	○ 事実認定に争いはない	当該行為は現在は行っていない	○ 秋田県大曲支店で営業担当者が個人の施策として行つたものの(700通発送) ○ 当該行為は一休営業の誤解を招く恐れがあるため社内で自発するよう指導している。	○ NTT-Cの登録割引サービス申込書は一休営業に該する。	○ 登録申込書にNTT-Cの登録を勧説する内容を記述したメモをちょうど付して顧客に送付する行為は、「営業の独立」や研究会報告書の趣旨に照らし不適切。 ○ 登録申込書にNTT-Cの商品案内及び割引サービス申込書等を同封し、NTT-Cのマイライン登録を一休として行っているとどちらかわからないDMとして顧客に送付する行為は、「営業の独立」や研究会報告書の趣旨に照らし不適切。
2	○ NTT-ME東北が傘下の代理店に対し、NTT東日本とNTT-Cのマイライン登録をセットで販売するよう指示。 (JT)	NTT-M NTT E東北 平成 12 年 12月 12 日 指摘	○ 共同営業を行うことを条件に二次代理店と契約を締結しているかどうかの事実認定に争いがある	代理店はマイライン登録のセット販売を継続しているが、セット販売を前提とした契約を二次代理店と行っている事実はない。	○ 同一の代理店への営業委託はグループ一休営業及び共同インセンティブに該当する。	○ NTT東日本及びNTT-Cの共通の代理店であるNTT-ME東北が行つたものであり、開示していない。 ○ 同一の代理店への委託は禁止されていない。	○ NTT東日本及びNTT-Cが代理店に共同営業を行うよう委託したり、100%子会社である一次代理店が共同営業を行うことを条件に二次代理店と契約を締結するなど代理店への委託方法によっては、共同営業及び共同インセンティブとなる可能性がある。 ○ 本件については契約書等を確認した結果、直接的な働きかけによる共同営業の委託があつたと断定できなかつた。また、NTT-ME東北が、共同営業を行なうことを条件に二次代理店と契約を締結している事実は認められなかつた。(当初募集の時点でのような表現が使用されたことはあつた。)
3	○ 利用者から依頼がないにもかかわらず、NTT-CとNTT地域が登録先として印字された申込書を送付した。 (事例3：JT、 事例4：TTNet)	NTT-C 平成 13 年 1月 23 日 及び2月 19 日指摘	○ 利用者の依頼があつたかどうかの事実認定に争いがある	利用者の依頼がなき場合に送付している。	○ NTT-Cが事前印刷し、不特定多数に送付することはない。 ○ 利用者の依頼があつた場合は代行記入して送付しているが、これは利用者利便のためのものであり、他社でも行っている。	○ 事例3はJT社員、事例4はTTNet社員に送付されたもので、依頼していないもの。	○ 双方の主張に齟齬があり、関連書類等を調査した結果、利用者の依頼がないのに送付したと断定することはできなかつた。 ○ 事業者においては、不適正な取り扱いを行い、利用者に迷惑をかけることのないよう社内で十分に徹底すべき。
4						○ また、これ以外にKD D1社員に1件、C& W1DC社員に1件、 JT社員等に8件同様の事例がある。	

5	○ NTT西日本の請求書に自社のマイライン登録申込書を同封送付した。 事例5：J-T、W-I(DG)	NTT西日本	○ 事実認定に争いはない ○ NTT東日本とNTT東日本は行つない。	日本においても3月25日以降は行つない。	○ 利用者にマイライン登録を周知する意義があり、また、登録申込書の同封は禁じられていないかった。	○ NTT地域の有す 客情報を探るマイラインの営業活動に利用することは公正競争を著しく阻害する。NTTは自尊すべき。	○ マイラインに関するNTT東日本・西日本の自社営業自体は認められており、また、自社の顧客情報を自社の営業活動に利用することは問題ないと考える。
6		NTT	○ 事実認定に争いはない ○ NTT東日本とNTT東日本は行つない。	日本においても3月25日以降は行つない。			
7	○ NTT東日本のDMに「請求書は一枚ですつきり」「スマーズな故障対応」等の表現がある。○ NTT東日本の新聞広告に「NTT東日本のマイラインプラスを登録すればACR機能を封印でき、知らない間に口社やJ社を使うことを防止できる」との旨の表現がある。 -2 加	NTT東日本	○ 事実認定に争いはない ○ NTT東日本とNTT東日本は行つない。	日本で繰り返し行われている。	○ 「請求書…」は当社から必ず基本料が請求されることから、県内通話を他社に登録すると、最低でも請求書が2枚になる事実を指摘したもので、「故障対応」は自社のPRポイントにすぎずどちらも問題ない。	○ 「請求書…」等グループ一体営業と思われる内容を記載している。 ○ 「故障対応」は、他社との比較であるなど、販売的顧客誘引がある。	○ DMではNTT-Cの名前には言及していないことから、指摘された表現からは、これがNTT-Cとの一般的な請求書発行や故障対応を指しているとは断定できない。 ○ なお、DM等の表現が事実に反し欺瞞的顧客説引があるかどうかは、電気通信法制の範囲外の問題である。
8		NTT	○ 事実認定に争いはない ○ NTT東日本とNTT東日本は行つない。	平成13年3月1日及び12日指摘	○ 「請求書…」は当社から必ず基本料が請求されることから、県内通話を他社に登録すると、最低でも請求書が2枚になる事実を指摘したもので、「故障対応」は自社のPRポイントにすぎずどちらも問題ない。	○ ACRについて、KDDI等が不当な営業を行っているかのような誤解を与えるおそれがある。	○ NTT東日本及びNTT-Cが代理店に共同営業を行うよう委託したり、100%子会社である一次代理店が共同営業を行ってることを条件に二次代理店と契約を締結するなど代理店への委託方法によっては、共同営業及び共同セントティブとなる可能性がある。 ○ 本件については契約書等を確認した結果、直接的な働きかけによる共同営業の委託があつたと断定できなかつた。また、当該代理店は、100%子会社ではない。
9	○ NTT東日本の代理店がNTT東日本とNTT-Cのマイラインの一体営業を行つている。 (KDDI)	NTT東日本	○ 事実認定に争いはない ○ NTT東日本とNTT東日本は行つない。	平成13年3月29日指摘	○ NTT東日本及びNTT-Cの共通の代理店が行つたものであり、開示していない。 ○ 同一の代理店への委託は禁止されている。	○ 同一の代理店への営業委託はグループ一体営業及び共同インセンティブに該当する。	○ NTT東日本及びNTT-Cの申込書にNTT-Cの登録を手書きで事前に記入する行為は、NTTグループ一体の登録動機に該当し、「営業の独立」や研究会報告書の趣旨に照らし不適切。 ○ 不適正な取り扱いを行わないようNTT東日本社内で一度十分に徹底すべき。
10	○ NTT東日本が、利用者から依頼もないのに、NTT東日本の申込書にNTT-Cの登録を手書きで事前に記入していた。 (KDDI)	NTT	○ 事実認定に争いはない ○ NTT東日本とNTT東日本は行つない。	5月8日	○ 江戸川支店の営業担当者の一人が、約2,900件の不在ユーザに申込書を戸別配布した際、県間市外、国際通話区分に利用者の了解なしにNTT-Cの登録を手書きで記入していた。	○ 事例（1件）は一般利用者に配布されていたもので、依頼していないもの。	○ 利用者の依頼なしにNTT東日本の申込書にNTT-Cの登録を手書きで事前に記入する行為は、NTTグループ一体の登録動機に該当し、「営業の独立」や研究会報告書の趣旨に照らし不適切。 ○ 不適正な取り扱いを行わないようNTT東日本社内で一度十分に徹底すべき。